

第4 法人の状況

1 資本金の状況

本機構の資本金は、平成29年8月25日現在、1億円です。

2 役員の状況

役員の定数は機構法第7条の規定により、理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置くこととされております。

平成29年8月25日現在の役員は、次のとおりです。

役職	氏名	任期	経歴
理事長	遠藤 勝裕	平成28年4月1日～ 平成31年3月31日	昭和43年4月 日本銀行入行 平成2年11月 青森支店長 平成4年11月 考査役 平成6年5月 神戸支店長 平成8年3月 電算情報局長 平成10年2月 日本証券代行株式会社取締役副社長 平成12年2月 取締役社長 平成18年6月 取締役相談役 平成22年6月 ときわ総合サービス株式会社取締役社長 平成23年7月 本機構理事長 平成24年4月 再任 平成28年4月 再任
理事長代理 理事	大木 高仁	理事長代理 平成29年7月11日～ 平成30年3月31日 理事 平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	昭和58年4月 文部省採用 平成24年1月 文化庁文化部長 平成25年4月 文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当） 平成26年2月 大阪大学理事 平成28年4月 本機構理事（役員出向） 平成29年7月 本機構理事長代理・理事
理事	米川 英樹	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	昭和52年4月 大阪大学人間科学部助手 昭和55年4月 大阪教育大学教育学部講師 昭和60年4月 大阪教育大学教育学部助教授 平成10年4月 大阪教育大学教育学部教授 平成16年4月 国立大学法人大阪教育大学留学生センター長（兼任） 平成20年4月 国立大学法人大阪教育大学附属学校部長（兼任） 平成24年3月 国立大学法人大阪教育大学退職 平成24年4月 本機構理事 平成26年4月 再任 平成28年4月 再任
理事	吉田 真	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	昭和54年7月 日本育英会採用 平成22年8月 日本学生支援機構債権管理部長 平成24年4月 日本学生支援機構総務部長 平成28年4月 本機構理事
理事	大谷 圭介	平成29年7月11日～ 平成30年3月31日	平成2年4月 文部省採用 平成25年4月 文部科学省生涯学習政策局調査企画課長 平成25年7月 文部科学省生涯学習政策局参事官 平成27年8月 文化庁文化財部伝統文化課長 平成29年7月 本機構理事（役員出向）
監事	澤木 公義	平成28年4月1日～ 平成30事業年度の財務諸表承認日	昭和60年4月 学校法人駿河台大学設立準備室採用 平成5年1月 駿河台大学図書館司書長 平成10年12月 学校法人文化学園採用 平成14年4月 文化学園秘書室長 平成26年4月 本機構監事 平成28年4月 再任
監事 (非常勤)	小川 千恵子	平成28年4月1日～ 平成30事業年度の財務諸表承認日	平成3年10月 センチュリー監査法人採用 平成13年4月 新日本監査法人さいたま事務所採用 平成18年2月 監査法人日本橋事務所採用 平成22年7月 リソース・グローバル・プロフェッショナルズ採用 平成26年3月 小川会計事務所開業 平成26年4月 本機構監事 平成28年4月 再任

3 コーポレートガバナンスの状況

(1) 法による規制

① 主務大臣等

本機構の主務大臣は、機構法第 26 条により文部科学大臣とされており、通則法第 20 条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命し、通則法第 23 条により解任することができるかとされています。また本機構は、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際には、文部科学大臣の認可を受けることとされています（通則法第 28 条、機構法第 19 条）。

② 会計監査人の監査等

本機構は通則法第 39 条第 1 項により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条第 1 項）。

③ 会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか（正確性）
- ・ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか（合规性）
- ・ 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか（経済性）
- ・ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか（効率性）
- ・ 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また効果を上げているか（有効性）
- ・ その他会計検査上必要な観点

(2) 外部評価体制

独立行政法人の評価は、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルを強化する観点から、主務大臣が行うこととされており、従って、本機構の業務実績に関する評価は文部科学大臣により行われます。

文部科学大臣による評価は、通則法第 32 条に基づき、以下の事項について行われ、その結果が本機構に通知されます。

- ・ 中期目標期間の初年度から第 3 年度：当該事業年度の業務の実績
- ・ 中期目標期間最終年度の前年度：当該事業年度における業務実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績
- ・ 中期目標期間最終年度：当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

また、総務省には、評価制度や評価の実施に関する重要事項について第三者的な立場から調査審議する機関として、内閣総理大臣が任命した外部有識者で構成される独立行政法人評価制度委員会が設置されています。

文部科学大臣は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績の評価の結果を、独立行政法人評価制度委員会に通知しなければならないと認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされています。

(3) 内部管理体制

(役員会の運営・業務執行体制)

理事長のリーダーシップの下、機動的な組織運営・事業実施ができるよう権限を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成され、理事長に助言を行う運営評議会、政策企画立案関係事務を分掌する政策企画部を設置するなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事会とは別に、理事長及び理事等役員で構成し、加えて職員幹部が出席する経営管理会議を定期的開催して重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関する検討・審議を行うなど、本機構の業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

(監事監査)

本機構の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とし、本機構に監事2人を置いています（機構法第7条）。監事は、「監事監査要綱」に基づき、個々の処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人・監査室等と連携し本機構の業務の監査を行っています。

(内部評価制度)

通則法第32条により、各独立行政法人は、上記(2)で述べた大臣による評価を受けるにあたっては、各事業年度の終了後3月以内に、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。本機構は、この自己評価を厳格かつ客観的に行うために、外部有識者により構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会を設置し、業務実績及びそれに関する本機構の自己評価案について意見を聴取しています。この評価委員会の意見を踏まえ、理事会の審議を経て、理事長が自己評価を決定し、その結果を「業務実績等報告書」としてとりまとめ、文部科学大臣に提出するとともに、ホームページにおいて公表しています。

(組織運営規程)

本機構では、中期目標や中期計画を実現するための組織体制の構築に取り組んでいます。その具体的な内容は、本機構の組織運営規程に規定されていますが、主な内容は以下のとおりです。

① 組織編成及び運営の基本方針の明確化

- ・ 組織編成及び運営の見直し（組織運営規程第2条第1項）

組織に期待される学生支援の方策は、学生の修学環境等の変化に応じて異なるとともに、各支援策を相互に連携・補完させ、本機構の支援策全体により修学環境を改善することが求められています。このような状況を踏まえ、本機構の組織編成及び運営は、内外の社会経済情勢等に対応して、組織が機構全体としてその目的を実現していくよう各組織相互の連携調整と全体の統括を確保しつつ、効率的、効果的なものになるよう、常に見直していくこととしています。

- ・ 外部の知見等の活用（同第2条第2項）

本機構の組織編成及び運営の実施に当たっては、外部有識者等の知見を有効に活用することとしています。

② 運営評議会の設置（同第5条）

理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について審議を行うため、学識経験者等で構成する運営評議会を設置し、理事長に助言しています。

（コンプライアンス体制）

本機構では、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、平成18年10月に「コンプライアンスの推進に関する規程」を制定するとともに、「コンプライアンス推進委員会」を設置して、年度ごとにコンプライアンス推進に関する具体的な取組の計画をまとめ、コンプライアンス・プログラムを策定するなど、コンプライアンスの推進を図っています。

（リスク管理体制）

本機構では、目標の達成及び業務の適正確保を図るため、リスク管理全般に必要な事項を定めた「リスク管理規程」を制定するとともに、「リスク管理委員会」を設置し、目標の達成を阻害する可能性を有する要因（リスク）を的確に把握し、その発生可能性の低減化、又は発生した場合の損失・被害の最小化を図るための措置を行うこととしています。

（情報公開と個人情報保護）

本機構では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、「情報の公開に関する規程」及び「個人情報保護規程」を制定するとともに、情報の公開の適正な実施の確保及び本機構が保有する個人情報の適切な管理を図るために「情報公開・個人情報保護委員会」を設置しています。

（内部監査）

本機構の業務運営の実情を調査し、その効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執

行及び会計経理の適正を期することを目的として、内部監査のシステムを設けています。内部監査は、理事長が組織の内部統制を期すために行うものであり、「内部監査規程」に基づき、監査室に所属する職員が監査員となり、理事長が作成する監査計画により実施します。理事長は、監査員の結果報告に基づき、改善を必要とする事項があると認める場合は、業務又は会計経理に関し必要な措置を講ずるものとしています。

(4) 評価

文部科学大臣による本機構の平成 28 年度の業務実績に関する評価は、今後決定され公表されます。